

特 定 事 業 主 行 動 計 画

南 種 子 町

南 種 子 町 議 会

南 種 子 町 教 育 委 員 会

南 種 子 町 選 挙 管 理 委 員 会

南 種 子 町 農 業 委 員 会

平成27年6月

特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成27年6月1日から平成31年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局における人事担当者等を構成員とした行動計画策定・推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理者や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- ④ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、適時本計画の実施状況の把握点検に努めるとともに、その結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行う。

(実施時期；平成17年度から)

- ④ 妊娠中及び産後1年を経過しない職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(実施時期；平成17年度から)

(2) 子供の出生時における父親の休暇の取得の促進

- ① 父親が子供の出生時に2日間の休暇を取得できるようにする。

(実施時期；平成17年度から)

- ② 子供の出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

(3) 育児休業を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

(実施時期；平成17年度から)

③ 研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

(実施時期；平成17年度から)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

① 育児休業取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。

(実施時期；平成17年度から)

② 課長会議等の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

(実施時期；平成17年度から)

◎ 以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を、

男性 10%

女性 100%

とする。

(目標達成年度；平成31年度)

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校修学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知徹底を図る。

○ 小学校修学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

イ 一斉定時退庁日等の実施

① 定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、管理職員等による定時退庁の率先乗範を行う。

(実施時期；平成22年度から)

- ② 管理職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。
(実施時期；平成22年度から)
- ③ 定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し，管理職員への指導の徹底を図る。
(実施時期；平成22年度から)

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 各職員に年間の業務処理計画表を作成させ，効率的な事務遂行を図る。
(実施時期；平成22年度から)
- ② 新たに行事等を実施する場合には，目的，効果，必要性等について十分検討の上実施し，併せて，既存の行事等との関係を整理し，代替的に廃止できるものは廃止する。
(実施時期；平成17年度から)
- ③ 電子メール、電子掲示版等を積極的に活用し，会議・打合せを行う場合は，会議資料の事前配布などにより，短時間で効率よく行うように心がける。
(実施時期；平成17年度から)
- ④ 定例・恒久的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。
(実施時期；平成17年度から)

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 所属長は，業務の進行管理に十分留意し，時間外勤務を命令する場合には，当該業務の臨時又は緊急の必要性を十分に考慮し，最小限の人員及び時間にとどめる。
(実施時期；平成22年度から)
- ② 所属長は，定期的に職員一人ひとりの時間外勤務の状況を把握し，一部の職員に時間外勤務が偏らないように十分留意するとともに，業務の進行管理を適切に行い，繁忙に応じて，課内での協力体制を整える。

(実施時期；平成 22 年度から)

- ③ 職員一人ひとりが業務の効率的な遂行に心がける。

(実施時期；平成 22 年度から)

- ④ 人事当局は、時間外勤務が多い職員を把握し、所属長等の指導を行う。

(実施時期；平成 22 年度から)

オ その他

- ① 超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

(実施時期；平成 17 年度から)

- ② 長時間の超過勤務者に対して時差出勤制度を検討する。

(実施時期；平成 22 年度から)

- ③ 以上のような取組を通じて、各職員の 1 年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の 360 時間の達成に努める。

(目標達成年度；平成 31 年度)

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。

(実施時期；平成 17 年度から)

- ② 課長会議等の場において、担当部署から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。

(実施時期；平成 17 年度から)

- ③ 各課長に対して、部下職員の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇及び振替休暇の取得を指導する。

(実施時期；平成 17 年度から)

- ④ 人事当局による取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の管

理職からヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。

(実施時期；平成17年度から)

- ⑤ 各部署の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成17年度から)

- ⑥ 各職場において安心して職員が休暇の取得ができるように、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

(実施時期；平成17年度から)

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成17年度から)

- ② 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成17年度から)

- ③ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

(実施時期；平成17年度から)

- ◎ 以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を最終年度までに25%増加させる。

(実施時期；平成22年度から)

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

- 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。

(実施時期；平成17年度から)

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ① 女性の管理・監督職による「相談員」を設置し、女性職員の相

談に応じる。

(実施時期；平成17年度から)

- ③ 各年齢層に対して、研修を通じた意識啓発を行う。

(実施時期；平成17年度から)

- ③ セクシャルハラスメント防止のための研修会を開催する。

(実施時期；平成17年度から)

(7) 母子家庭の母等の雇入れの促進等

- 母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進等を図る。

(実施時期；平成17年度から)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ① 外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。

(実施時期；平成17年度から)

- ② 施設利用者等の実績を勘案して、授乳室の設置を必要に応じて行う。

(実施時期；平成17年度から)

- ③ 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(実施時期；平成17年度から)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

- ① 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

(実施時期；平成17年度から)

- ② 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。

(実施時期；平成17年度から)

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ① 交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。
(実施時期；平成17年度から)
- ② 公用車の運転に対し，交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。
(実施時期；平成17年度から)
- ③ 職員に対し，交通安全講習会を実施する。
(実施時期：平成22年度から)

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう，地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止，立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。
(実施時期；平成17年度から)

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- 運動会のレクレーション活動の実施に当たっては，子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。
(実施時期；平成17年度から)

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

- 職員に対し，家庭における子育てやしつけ等の集会を活用し，家庭教育に関する講座・講演会等の実施や情報の提供を行う。
(実施時期；平成17年度から)